

## 移動販売車営業登録者仕様書

### 1. 登録条件

次の各条件を全て満たすことができる者。

### 2. 応募者の要件

食品衛生法第 55 条が規定する営業許可を持ち、かつ販売員も含め次の①から④までのいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- ① 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の者
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員
- ③ 富山県暴力団排除条例に関する規則第 3 条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 過去に都市公園内での営業において不誠実な行いのあった者

### 3. 営業形態

- ① 営業に必要な資機材全てを 1 台の車両に収納でき、営業場所までの移動及び営業は、その車両 1 両のみで対応可能であるものとする。
- ② 営業に使用する車両は、富山県食品衛生条例別表第 2 に掲げる設備を有するものとし、テントや建屋等を展開する形態は認めない。
- ③ 営業予定日をあらかじめ書面で財団に提出し、承認を受けなければならない。
- ④ 財団が指定する場所で営業するものとし、指定場所以外での営業はできない。

### 4. 諸申請

営業者は、次の事項の許可や加入を自らの負担において、営業を始める日までに完了するものとする。

- ① 食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項。
- ② 販売する商品が元で発生する食中毒等の各種のトラブルによる第三者の損害を賠償するために、請求額が対人 1 名 70,000 千円以上、1 事故・期間中 300,000 千円、対物 1 事故・期間中 5,000 千円以上の損害賠償責任保険に加入し、その加入証書の写しを財団に提出すること。

### 5. 営業方法

営業者は、申請し許可された車両のみを公園内に乗り入れて営業できるものとする。

### 6. 営業時間

営業時間は、午前 10 時から午後 4 時までを基本とし、イベントの内容や天候による時間短縮及び延長は、財団が判断し、指示する。

## 7. 施設設備使用条件

- ① 財団では、県民公園太閤山ランドに限り、移動販売車 1 台あたり 20A 未満の電源及び水道を提供する。その他の場合については、営業者がその負担において準備しなければならない。
- ② 調理等で使用した雑排水は、営業者の負担において公園外に搬出して適正に処理するものとし、公園内の水飲み場や側溝その他舗装などに放置・放流してはならない。その放置・放流により財団が被る被害については、財団は営業者にその弁済を求めることがあるものとする。
- ③ 営業車両の公園内への進入において、車両が舗装他公園を破損・損傷させないように留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに財団にその旨を報告し、営業者の負担において原形に復するものとする。

## 8. 営業車両等の管理

- ① 営業者は営業中、使用する電力や発電機などに来園者が設備に不用意に触れないよう管理するものとする。
- ② 公園内を営業車両が移動するときは、安全を最優先に時速 20Km 以下で徐行し、かつハザードランプをつけ、来園者にクラクションなどを鳴らしてはならない。
- ③ 営業を手伝う者は、許可車両以外の車両を公園内に乗り入れてはならない。
- ④ 営業により発生するゴミ類は営業者において園外で適正に処分するものとし、ゴミが園内に散乱しないよう管理し営業後は清掃するものとする。

## 9. その他

- ① 公園利用の妨げとなる迷惑行為等は行なってはならない。仕様書等の条件を遵守できない場合は、財団の判断により途中でのその日の営業を停止させ、又は、登録を取り消し、以後営業をさせないことがあるものとし、その場合、既に納入した手数料は返還しない。
- ② なお、上記により営業を中止させ、又は登録を取り消すことによって登録者が被る損害については、財団はこれを補償しない。
- ③ 営業者は、相当の荒天などで予定の営業を中止できるものとするが、中止の判断は、事前に財団が行う。営業開始後に雨天等により中止する場合は手数料を返還しない。これによって生じる営業者などの損害は補償しない。
- ④ 出店物、商品の管理は出店者が責任をもって行うものとし、当日の事故、損害等について財団は一切責任を負わない。
- ⑤ 出店者は出店場所付近にゴミ箱を必ず設置することとし、出店場所及び周辺は各自美化に努めること。また、営業終了後は、必ず周辺を清掃し、ゴミ、売れ残った商品等は持ち帰ること。
- ⑥ 営業者の都合により当日出店出来なくなった場合は、事前に財団に連絡するものとする。
- ⑦ 営業者と来園者等の間でトラブルがあった場合は、その大小に関わらず、直ちに財団に報告すると共に書面で記載して報告するものとする。
- ⑧ 営業 1 台 1 日あたり 2 千円、太閤山ランドの指定イベント開催日については、3 千円とする。